

医療法人中川会飛鳥病院医療安全管理委員会要綱

平成27年8月1日最終改正施行
令和5年11月1日全部改正施行

医療安全管理委員会要綱（平成27年8月1日最終改正）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11の規定に基づき、医療に係る安全管理（以下「医療安全管理」という。）のための体制を確保し、及び適切な医療安全管理を推進し、並びに安全な医療の提供に資するために設置する医療安全管理委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の業務）

第2条 医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）の業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）医療安全管理のための基本指針（以下「医療安全管理指針」という。）及び医療安全管理マニュアルの整備に関すること。
- （2）医療安全管理に係る対策の検討に関すること。
- （3）医療事故及び医事紛争（以下「医療事故等」という。）に係る情報及び資料の収集並びに医療事故等への対応に関すること。
- （4）医療安全管理に係る研修及び教育に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、医療安全管理に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）病院長及び副院長
- （2）医師（常勤である医師に限る。）
- （3）看護部長及び副看護部長
- （4）事務長及び事務次長
- （5）看護部に属する部署の長（第6条第2項第4号において「看護師長」という。）
- （6）診療補助部に属する部署の長
- （7）事務部に属する部署の長
- （8）前各号に掲げる者のほか、病院長が指名する職員

2 前項各号（第2号及び第8号を除く。）に掲げる職員の職（病院長、副看護部長及び事務次長を除く。）にある者が置かれていない場合にあっては、別に定めるところにより事務取扱又は代理をする者を委員とする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長（以下「委員長」という。）は、副院長をもって充てるものとし、同項の副委員長（以下「副委員長」という。）は、看護部長をもって充てるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、毎月1回開催するものとし、及び重大な医療事故等が発生した場合は、その都度開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集する。

- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員（第3条第5号から第7号までに掲げる委員に限る。）が会議に出席できないときは、できるだけ当該委員の代理の職員が出席するものとする。
- 6 委員長は、委員以外の者の説明又は意見を聴く必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、又は資料の提供を求めることができる。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する議事録を作成するものとする。

（医療事故等）

第6条 職員は、医療事故等が発生した場合には、事故状況報告書（医療安全管理指針に定める。）により委員会に報告しなければならない。

- 2 委員長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る医療事故等について、事実関係を把握するため、当該医療事故等に関係する職員その他の関係者に対し、当該医療事故等に関する報告及び資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、医療事故等が発生した場合には、速やかに、第1項の報告並びに前項の報告及び資料に基づき、当該医療事故等が発生した原因を分析するとともに、当該医療事故等に対する改善策を策定し、及び当該改善策を実施するものとする。
- 4 委員会は、前項の改善策（次項において「改善策」という。）について、各部門又は部署において確実に実施され、かつ、安全対策として有効に機能しているかどうかを常に点検し、及び評価するとともに、必要に応じて見直しを図るものとする。
- 5 改善策は、全職員に周知するものとする。
- 6 前項の周知は、業務運営会議での報告、各部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

（インシデント）

第7条 職員は、インシデントが発生した場合には、ヒヤリ・ハット報告書（医療安全管理指針に定める。）により委員会に報告しなければならない。

- 2 前項の「インシデント」とは、概ね次に掲げる場合をいう。
 - （1）医療事故等につながりかねない行為を未然に防げた場合
 - （2）行為が結果的に患者に傷害及び不利益を及ぼさなかった場合
 - （3）日常診療で起こりそうな医療事故等に事前に気付いて対処できた場合
- 3 委員会は、第1項の報告があった場合には、遅滞なく、当該報告に基づいて当該インシデントの内容を分析し、及び医療事故等に係る防止対策を策定するものとする。
- 4 委員会は、前項の医療事故等に係る防止対策（次項において「防止対策」という。）について、各部門又は部署において確実に実施され、かつ、安全対策として有効に機能しているかどうかを常に点検し、及び評価するとともに、必要に応じて見直しを図るものとする。
- 5 防止対策は、全職員に周知するものとする。
- 6 前項の周知は、業務運営会議での報告、各部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

（指針）

第8条 医療安全管理指針は、病院長の承認を得て、委員会が別に定める。

- 2 委員会は、医療安全管理指針について、随時見直し、及び改定するとともに、全職員に周知するものとする。
- 3 前項の周知は、病院内での掲示、業務運営会議での報告、各部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

4 委員会は、医療安全管理指針について、患者及びその家族（近親者及び成年後見人その他の関係者を含む。）並びに病院を利用する者が容易に閲覧することができるよう配慮するものとする。

5 前項の配慮については、病院内での掲示、ホームページへの掲載その他効果的な方法によるものとする。

（資料の収集等）

第9条 委員会は、医療安全管理に関する資料を収集するものとする。

2 委員会は、前項の規定により収集した資料について、医療安全管理の適正な運用のために整備するとともに、医療安全管理に関し必要な事項を全職員に周知し、及びこれを徹底するものとする。

3 前項の周知は、業務運営会議での報告、各部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

（研修等）

第10条 委員会は、医療安全管理に関する研修及び教育を実施するものとする。

2 前項の研修（以下この条において「研修」という。）は、全職員を対象として少なくとも年2回開催するものとする。

3 委員会は、前項の規定にかかわらず、重大な医療事故等が発生した場合には、必要な研修を実施するものとする。

4 第1項の教育（以下この条において「教育」という。）は、新規採用職員を対象として随時実施するものとする。

5 研修及び教育（以下この条において「研修等」という。）の実施方法及び内容については、委員会が定める。

6 研修等の実施内容（開催日時、参加者、項目等をいう。）については、研修実績簿（別に定める。）により記録するものとする。

7 前項の研修実績簿の保存期間は、2年とする。

（秘密の保持）

第11条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、事務部医事課において処理する。

（要綱の改廃）

第13条 この要綱の改廃は、病院長の承認を得て、委員会が行うものとする。この場合において、病院長は、当該改廃の内容が法人若しくは病院の運営に多大な影響を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は法令に違反する恐れがあると認めるときには、当該内容について、事前に理事長の承認を得なければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、病院長の承認を得て、委員会が別に定める。

附則 この要綱は従前の要綱を平成19年4月1日付けにて改定し即日施行する。

平成27年8月1日付け改定。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に存する医療安

全管理指針は、施行日において、この要綱の規定による改正後の医療法人中川会飛鳥病院医療安全管理委員会要綱（以下「改正後の要綱」という。）第8条第1項の医療安全管理指針とみなすものとする。

3 施行日の前日までの間に実施したこの要綱の規定による改正前の医療安全管理委員会要綱（以下「改正前の要綱」という。）第7条の規定に基づく研修及び教育は、施行日において、改正後の要綱第10条の研修等とみなすものとする。

4 施行日の前日において現に存する改正前の要綱第7条第5号の記録は、施行日において、改正後の要綱第10条第6項の研修実施簿とみなすものとする。

（要綱の成立要件）

5 この要綱は、理事長の承認を得て、病院長が制定したものでなければならない。